

「富士山」の保全状況報告書について

1. 背景

- 「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」が世界遺産一覧表に記載された際（平成25年（2013））に、8点の指摘・勧告・要請を世界遺産委員会から受けたところ、その取組状況をユネスコ世界遺産センターに報告するもの。
- 同報告は、平成27年（2015）10月23日に第7回富士山世界文化遺産協議会において承認された『ヴィジョン・各種戦略』及び『包括的保存管理計画』に基づき作成した。

2. 報告の概要（①～⑧は世界遺産委員会による指摘・勧告・要請。→はその取組状況）

①資産の全体構想（ヴィジョン）を定めること。

→25の構成資産から成る当該遺産を一体のものとして管理するため、『世界遺産富士山ヴィジョン』を策定。

②山麓の巡礼路を特定し、それらをどのように発信するのか検討すること。

→調査・研究体制の確立と充実を図り、学校教育等を活用した発信を行う。

③上方の登山道の収容力を研究し、来訪者管理戦略を策定すること。

→平成27年から3年間かけて収容力に関する調査・研究を行い、収容力の指標を設定するなど「望ましい富士登山の在り方」の実現を目指した施策を講じる。

④上方の登山道・山小屋・トラクター道のための総合的な保全手法を定めること。

→人工物の設置等について、「神聖さ」「美しさ」に配慮した材料・工法を選択する。

⑤各構成資産及び資産全体が理解されるよう、情報提供戦略を策定すること。

→富士山世界遺産センターの整備、世界遺産ガイド等の人材養成、学校教育と連携した授業の実施等を通じて、顕著な普遍的価値に関する情報提供を行う。

⑥経過観察指標を強化すること。

→「信仰の側面」「審美的な側面」を反映した指標の拡充・追加を図る。

⑦危機管理戦略を策定すること。

→地域防災計画を実施し、噴火に対して「富士山火山広域避難計画」を充実させる。

⑧開発の制御を充実させること。

→自然公園法・景観法等に基づき、開発行為の事前把握及び内容の調整を強化する。

3. 今後の予定

平成28年5月

世界遺産委員会資料の公表

平成28年7月10日～20日

第40回ユネスコ世界遺産委員会で審査